



求職者に対するハラスメント対策について

株式会社いきいき舎

求職者に対するハラスメント基本方針



- ▶ 私たちは、採用活動において応募者の皆様との相互理解と信頼関係を最も大切にしています。
- ▶ すべての応募者が公正な環境で能力を発揮できるよう、立場の優位性を利用した不適切な言動（ハラスメント）を一切許容せず、安心して選考に参加できる環境づくりに努めます。
- ▶ 弊社は、厚生労働省の指針に基づき、就職活動中の学生・求職者の皆様（以下、応募者）に対するハラスメント行為を禁止します。
- ▶ 社員一人ひとりが応募者の人格を尊重し、「選ぶ・選ばれる」対等な関係であることを認識して採用活動を行います。

求職者に対するハラスメントとは？



採用活動において、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超え、応募者の就職活動環境を害する行為

セクシュアル ハラスメント

性的な言動、身体への
不必要な接触など

パワー ハラスメント

人格を否定する暴言、
威圧的な言動など

その他の 不適切行為

オワハラ、私生活の詮索、
私的連絡など

面接官が守る7つの基本



① 面接は原則として複数名で行う

② 面接場所は、可能な限りオープンで適切な場所を使用する

③ 質問は、応募者の適性・能力・職務遂行に必要な事項に限定する

④ 性別や容姿、恋愛・結婚等に関する不必要な質問をしない

⑤ 応募者の身体に触れない

⑥ 個人的な連絡先の交換や、勤務時間外の私的な誘いを行わない

⑦ 面接後は、面接日時・参加者・確認事項等を記録する

万が一のときも速やかに対応します



相談

本社管理部
047-710-3971



確認・調査

相談内容に基づき
速やかに事実
関係を調査



是正

事実確認後、就
業規則に基づき
厳正な処分を含
む適切な措置



再発防止

被害を受けた方に
配慮し
必要な措置・再発
防止策を実施

個人情報の保護

取得した個人情報は、事実確認・調査・是正対応のためにのみ利用します

不利益な取り扱いの禁止

相談・事実確認への協力を理由に、選考で不利益な取り扱いはしません

困ったときは、一人で抱え込まない。



【相談窓口】

本社管理部 047-710-3971

【外部相談窓口（公的機関）】

厚生労働省 総合労働相談コーナー

千葉労働局総合労働相談コーナー043-221-2303

総合労働相談コーナー

で検索 🔍